

店舗販売業の管理者要件 と 必要な証明書又は確認書

資格 \ 店舗	第2類、第3類医薬品を販売（授与）する店舗	第1類医薬品を販売（授与）する店舗 (薬剤師を店舗管理者とすることができない場合)	要指導医薬品を販売（授与）する店舗 (薬剤師を店舗管理者とすることができない場合)
薬剤師	要件なし	要件なし	要件なし
登録販売者	<ul style="list-style-type: none"> ●過去5年以内に2年以上^{*1}の実務・業務経験 (実務)従事証明書 又は (業務)従事証明書) ●過去 (H21.6.1以降) に2年以上^{*1}の実務・業務経験及び 店舗管理者・区域管理者としての業務経験 (実務)従事確認書 又は (業務)従事確認書) ●過去 (H21.6.1以降) に5年以上の実務・業務経験及び 体制省令で定めた研修を5年以上受講^{*2} (実務)従事確認書 又は (業務)従事確認書に準ずるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ●当面の間、条件付き^{*3}で管理者可能 (業務)従事証明書) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>実務とは…一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下に実務に従事した期間。 業務とは…登録販売者として業務に従事した期間（店舗管理者・区域管理者としての業務を含む）。</p> <p>(注) 実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、原則1か月に80時間以上（例外※1、※2、※3、※4）従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●当面の間条件付き^{*4}で管理者可能 (業務)従事証明書)

証明書・・・過去に勤務していた店舗の開設者が従事者あてに勤務状況を証明するものです。

確認書・・・新たに管理者として雇用する開設者が過去の勤務状況や管理者としての経験を確認し葛飾区保健所長あてに作成するものです。

(※1)

ただし、前記の条件を満たさない場合でも、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が2年以上あり、かつ、過去5年において合計1920時間以上従事した場合も、認められる。

(※2)

ただし、前記の条件を満たさない場合でも、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が5年以上あり、かつ、合計4800時間以上従事した場合も、認められる。

(※3)

店舗管理者を補佐する者として薬剤師を置くこと等の条件の下、過去5年間のうち次の期間が通算して3年以上

- (1) 要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売等する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売等する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第1類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として業務に従事した期間
- (2) 要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売等する店舗の店舗管理者又は第1類医薬品を配置販売する区域の区域管理者であった期間

ただし、前記の条件を満たさない場合でも、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が3年以上あり、かつ、過去5年において合計2880時間以上従事した場合も、認められる。

(※4)

店舗管理者を補佐する者として薬剤師を置くこと等の条件の下、過去5年間のうち次の期間が通算して3年以上

- (1) 要指導医薬品を販売等する薬局（あるいは薬剤師が店舗管理者である店舗販売業）において登録販売者として業務に従事した期間
- (2) 要指導医薬品を販売等する店舗販売業の店舗管理者であった期間

ただし、前記の条件を満たさない場合でも、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が3年以上あり、かつ、過去5年において合計2880時間以上従事した場合も、認められる。